

岩手県立大学情報セキュリティ運用基本方針

制定 平成 21 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 本方針は、公立大学法人岩手県立大学が設置する岩手県立大学、岩手県立大学盛岡短期大学学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）情報システムのセキュリティに関する運用の基本について定めるものとする。

(運用の基本方針)

第 2 条 本学情報システムは、本学の全ての教育研究活動及び運営の基盤として設置され、円滑で効果的な情報流通を図るため別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学において供用されるものとする。

(利用者の義務)

第 3 条 本学情報システムを利用する者や運用業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(利用の制限等)

第 4 条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限及び罰則は、それぞれの規定に定めることができる。